

**改正**

令和7年3月31日告示第19号

四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号）第20条の規定に基づき、四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地震発生時における家具の転倒等による被害を軽減するため、町内において自宅の家具の転倒等を防止するための対策を講じた者に対して補助金を交付することで、町民の生命財産を守ると共に、防災意識の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 対象者に町税及び県税の滞納がないこと。
- (3) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の全部又は一部とし、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、家具転倒防止等対策実施前に速やかに四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。なお、申請者が取付作業を行う家屋が申請者の所有物でない場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

- (1) 実施する家具転倒防止等対策に要する経費内訳が確認できるもの
- (2) 家具転倒防止等対策の実施前の写真
- (3) 県税の納税証明書又は県税の納税義務がないことの申立書

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不適當と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金交付の決定内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を書面で申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は前条第1項の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該報告の内容の審査又は確認により、当該報告に係る補助事業の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めた場合は、交付すべき額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(書類の保管)

第12条 申請者は、補助事業に係る帳簿並びに関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した

日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(遵守事項)

第13条 申請者は、申請にあたっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取付作業を行った家具転倒防止金具等を取り外す場合は、申請者の責において行わなければならない。
- (2) 自主防災組織が取付作業に際して家具等を毀損した場合、その毀損状況が重大なものであり、かつ、重大な過失があった場合のみ、申請者は自主防災組織に対して、その責についての補償を求めることができる。

(免責)

第14条 この要綱により家具転倒防止金具等が取り付けられた家具が、地震等により転倒したことによって被害が発生した場合、四万十町及び自主防災組織は、その責を負わないものとする。

(情報公開)

第15条 補助事業に関して、四万十町情報公開条例（令和5年四万十町条例第3号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第22号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月28日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月14日告示第16号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第19号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

区 分	補助対象経費	補助率	補助金上限額
家具転倒防止金 具等の購入費	<p>自ら居住する住宅の家具の転倒を防止するための器具、収納物の落下を防止するための器具、ガラス飛散防止フィルム又は感震ブレーカー等の購入に要する経費。</p> <p>※ただし、ガラス飛散防止については、既存ガラスの種別が合わせガラス等の飛散のおそれのないものでないこと及び飛散防止フィルムが日本産業規格の建築窓ガラス用フィルム（J I S A 5 7 5 9）のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものであること。</p>	10/10	25,000円
家具転倒防止金 具等の取付費	<p>町内の自主防災組織が家具転倒防止金具等の取り付けを行った場合の経費。</p> <p>※ただし、四万十町が実施する家具転倒防止金具等取付講習会を受講した者に限る。</p>	10/10	5,000円

四万十町長 様

申請者 住所 四万十町  
氏名  
電話番号

四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金交付申請書

四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金の交付を受けたいので、四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助申請金額 円

2 経費内訳

総事業費	補助対象事業費	補助対象事業費の内訳		自己負担金
		器具購入費	器具取付費	
円	円	円	円	円

3 転倒防止等対策の概要

住居の種類（○で囲む。）	1 持家	2 借家	3 アパート	4 町営住宅
固定した家具等の種類及び台数等（○で囲む。）	タンス テレビ その他（	台、食器棚 台、ガラス	台、テーブル 枚	台、冷蔵庫 台
家主等の承諾	上記申請により金具等を壁、床等に取り付け、家具転倒防止等の対策を実施することを承諾します。 年 月 日 所有者又は管理者 住所 管 理 者 氏名 ※ 氏名は所有者又は管理者の自署又は記名押印により記入してください。			

4 口座振込先

金融機関名	口座種別	普通・当座					
支店名	口座番号						
口座名義人	(フリガナ)						

5 条件

四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金交付要綱第3条の規定にもとづき、町税及び県税の滞納がないことを確認することに同意します。

6 添付書類

- (1) 実施する家具転倒防止等対策に要する経費内訳が確認できるもの
- (2) 家具転倒防止等対策の実施前の写真
- (3) 町税、県税の納税証明書又は町税、県税の納税義務がないことの申立書

様

四万十町長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金については、四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、申請に係る補助事業に使用し、目的以外の経費に流用してはならない。
- (2) 補助事業を廃止又は中止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 予定した期日に事業が完了しないと認められるとき、又は事業遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産は、他に譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助事業が完了し、又は廃止の承認を得たとき、又は町の会計年度が終了したときは、町長の指定する期日までに実績報告書を提出すること。
- (6) 交付すべき補助金の額は、審査又は検査の後に確定する。
- (7) 上記の条件に違反し、又は四万十町補助金等交付規則の定めに違反した場合は、補助金の全部又は一部につき、これを返還させることがある。

【特記事項】

この補助金等交付決定後、申請者及びその役員等（四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第2号に規定する役員等をいう。）が四万十町補助金等交付規則第4条第3項に規定する排除措置対象者に該当することが判明した場合は、直ちに交付の決定を取り消します。

四万十町長 様

申請者 住所 四万十町  
氏名  
電話番号

四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金実績報告書

四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金実績額 円  
2 経費内訳

総事業費	補助対象事業費	補助対象事業費の内訳		自己負担金
		器具購入費	器具取付費	
円	円	円	円	円

- 3 取付作業を行った内容等

No.	家具の種類	金具等の種類	金具等の数量	備考

- 4 添付資料

- (1) 完成写真（家具転倒防止金具等の取り付け前と取り付け後の状況が確認できるもの）
- (2) 家具転倒防止金具等購入に係る領収書の写し
- (3) 自主防災組織が家具転倒防止金具等の取り付けを行った場合は、自主防災組織への支払いに係る領収書の写し

四万十町達第 号  
年 月 日

様

四万十町長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金については、下記のとおりその額を確定したので、四万十町地域で支える家具転倒防止対策補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

【特記事項】

この補助金等交付確定後、申請者及びその役員等（四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する役員等をいう。）が四万十町補助金等交付規則第 4 条第 3 項に規定する排除措置対象者に該当することが判明した場合は、直ちに交付の確定を取り消します。